

第4 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

(1) 農林漁業の6次産業化の推進状況

農林漁業の6次産業化の推進については、各種の政府方針において「6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする」ことが政府目標（KPI）として設定されている。

この政府目標（KPI）の進捗状況をみると、平成25年度の4.7兆円から28年度の6.3兆円へと毎年度増加している。

これらのことを踏まえると、農林漁業の6次産業化については一層の推進に向け更なる取組が求められるものの、これまでの取組の結果、その市場規模は拡大基調にあり、一定の進捗が図られているといえる。

(2) 6次産業化事業の取組状況・課題等（アンケート調査結果）

ア 6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の属性

当省のアンケート調査結果を基に、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の属性を分析したところ、以下のような傾向がみられた。

- ① 6次産業化事業の事業規模が大きいほど、当該事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合が高い。（図表1-(2)-⑥参照）
- ② 6次産業化事業の事業数が多い（多角化が進展している）ほど、当該事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合が高い。（図表1-(4)-⑥参照）
- ③ 6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者においては、新たな事業展開として「海外への輸出」への参入が進展しつつある。（図表1-(6)-⑥参照）

イ 大規模化・多角化の促進

これらの結果を踏まえると、農林漁業の6次産業化の推進を図るに当たっては、取り組む6次産業化事業の大規模化・多角化を促していくことが有効であると考えられる。このほか、アンケート調査時点においては取り組んでいる事業者数が少なく取組拡大の余地が大きいと考えられる「海外への輸出」に取り組む事業者の増加を通じて、国内市場のみならず海外市場も含めた展開を推進していくことも有効であると考えられる。

また、6次産業化事業の大規模化・多角化に積極的に取り組もうとする事業者においては、新たな事業展開に当たり経営基盤の強化に資する支援が重要になるものと考えられる。すなわち、生産物や加工品等の増産のための「施設・機械の整備・調達」、これらを販売するための「販路の開拓」、それらの経営展開が軌道に乗るまでの間の「資金」に対する支援のニーズが、6次産業化の今後の取組の方向性として「拡大意向」とする事業者で特に高い割合となっていることは、かかる重要性を裏付けるものと考えられる。

ウ 6次産業化事業により経営改善を図る事業者の拡大

一方で、6次産業化事業に取り組むことで経営改善を図る事業者を拡大していくこともまた重要である。我が国の農林漁業を取り巻く状況をみれば、その担い手は減少し高齢化が進展するなど多くの課題を抱えている状況にある。こうした状況を転換し、農林漁業を成長産業とするために6次産業化の推進が展開されているところであり、6次産業化事業に取り組むことで経営改善を図ることは、そうした課題の解決に向けた取組策の一つとなり得る。なお、事業者が6次産業化事業の取組の開始直後から、経営基盤が脆弱なままに大規模化・多角化を図ることは困難であると考えられることから、事業者の規模に応じた取組を行い、経営改善を図っていくことが重要である。

当省のアンケート調査結果によれば、未参入者のうち約15%が、今後6次産業化事業の取組意向があるとしている。しかし、具体的な行動を始めている事業者は、そのうちの約1割（未参入者全体に占める割合でみると約1.8%）にとどまっている。こうした潜在的な事業者をいかにして6次産業化事業の取組に導くかが重要な課題であるといえる。

エ 事業化への不安の解消

また、6次産業化事業の取組意向はあるものの具体的な行動にまで至っていない事業者は、その理由として、「資金不足」、「技術・ノウハウの不足」、「事業化に不安」などを挙げている。この点に関し、現在6次産業化事業に取組中の事業者が、事業開始時又は開始後に直面した課題に対して、行政機関等による支援を十分に活用しないまま、「自ら対応」としている場合が多い現状に鑑みれば、「資金不足」や「技術・ノウハウの不足」を理由に6次産業化事業の取組に踏み出せていない事業者に対して、農林水産省やSC、中小機構といった各種の機関による既存の補助金や助言などの支援の活用を促すことがその解決策の一つとなり得ると考えられる。一方で、今後、行政機関等に求める支援として補助金などの支援に関する情報を求める事業者が多いこと（図表2-(3)-①～③参照）、認定総合化事業者以外の事業者においてSCの活用が低調であること（図表5-(2)-③参照）等の現状を踏まえると、未参入者も含めた多様な事業者がこうした支援策を有効に活用できるようにするための情報発信等に努める必要がある。

さらに、これまで農業生産のみに従事してきた事業者が、「農産物の加工」や「消費者に直接販売」といった新たな事業展開・事業経営に当たって不安を持つことは必然的である中、6次産業化事業に取り組むことで経営の改善を図る事業者を拡大していく上では、こうした「事業化への不安」を持つ事業者の懸念を解消し、実際の取組につなげていくことが重要である。そのためには、例えば、6次産業化事業の成功事例、事業開始時又は開始後に直面する課題に対する支援策等の経営の安定化に資する情報が当該事業者の抱える課題に応じて提供されることが望ましい。

(3) 農林漁業の6次産業化の取組に対する制度的支援

ア 農林漁業の6次産業化に係る各種法律に基づく制度的支援の概観（アンケート調査結果）

農林漁業の6次産業化の促進を図ることを目的として、六次産業化・地産地消法を始めとする各種の法律に基づく複数の制度的な支援措置が講じられている。当省のアンケート調査結果により、こうした制度的な支援措置を活用する事業者等における取組状況を把握・分析したところ、以下のような傾向がみられた。（図表4-（1）-⑨参照）

- ① 認定総合化事業者では、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合が高く、一定の取組効果が発現している。
- ② A-FIVE 出資事業者では、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は低く、取組効果が十分に発現していない。ただし、本制度では当初から15年程度の長期の事業計画を見込んでいることから、事業開始から5年程度での利益の発生は十分とはいえないものの、売上高が増加傾向の事業者の割合が6割超と高いといった現時点での状況を踏まえれば、長期的な視点での評価が求められるため、今後の取組を注視する必要がある。
- ③ 農商工等連携事業に取り組む農業者では、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる事業者の割合は低く、取組効果が十分に発現していない。

イ 六次産業化・地産地消法に基づく取組状況・課題等

(7) 総合化事業の効果の発現状況

分析対象事業者全体における以下の2指標の状況をみると、総合化事業に取り組むことで、全体としては総合化事業の売上高及び経営全体の所得の向上が図られており、総合化事業の取組による一定の効果が発現しているといえる。

- ① 総合化事業の売上高については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（32.3%）は、農業及び漁業の6次産業化に取り組む事業者全体の年間販売金額（農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の合計）の増加率（17.3%）（平成24年度から28年度までの5年間）よりも高くなっている。（図表4-（2）-④及び⑤参照）
- ② 経営全体の所得については、分析対象事業者全体における総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率（46.5%）は、農業者全体の所得（生産農業所得）の増加率（27.1%）（平成24年から28年までの5年間）よりも高くなっている。（図表4-（2）-⑥及び⑦参照）

他方、個々の分析対象事業者について、総合化事業計画の開始時点から終了時点までにおける総合化事業の売上高及び経営全体の所得の各指標の達成状況をみると、分析対象事業者のうち、いずれの指標とも達成している者は29.9%

(239/800 事業者)にとどまる。(図表 4-(2)-⑩参照)

また、これらの各指標について、総合化事業の規模別にみると、以下のとおり、その効果の発現状況に差異がみられた。

- ① 総合化事業の売上高の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が小さい事業者ほど達成している者の割合が高くなっている。また、総合化事業計画の開始時点から終了時点までの増加率の中央値は、総合化事業の規模が小さい事業者ほど高く、総合化事業の規模が「100 万円未満」の階層では 269.2%と、顕著に高くなっている。(図表 4-(2)-⑪及び⑫参照)
- ② 経営全体の所得の指標の達成状況をみると、総合化事業の規模が大きい事業者ほど高くなる傾向がみられる。また、総合化事業計画の開始時点に比べ終了時点で増加している者の割合及び総合化事業計画の終了時点で黒字となっている者の割合が、総合化事業の規模が大きい事業者ほど高くなっている。(図表 4-(2)-⑬～⑮参照)
- ③ いずれの指標とも達成している事業者の割合は、総合化事業の規模が大きい事業者ほど高くなる傾向がみられ、総合化事業の規模が「100 万円未満」の階層では 22.4% (26/116 事業者) であるのに対し、「1 億円以上」の階層では 36.4% (36/99 事業者) となっている。(図表 4-(2)-⑯参照)

(イ) 今後の課題

当省の調査結果を踏まえると、総合化事業における今後の課題としては、以下の点が挙げられる。

① 総合化基本方針に定められた指標の達成率が低調

分析対象事業者において、総合化事業計画の認定要件である、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の指標をいずれも達成している事業者は約 3 割にとどまる。

このような状況を踏まえると、総合化事業の目的である農林漁業経営の改善を図るためには、農林水産省において、総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、その分析結果に基づき、今後のフォローアップ調査や支援策の企画・立案に活用する必要がある。

② 総合化事業の規模に応じた支援の検討

総合化事業は、全体としては総合化事業の売上高及び経営全体の所得の向上が図られており、一定の効果が発現していると認められるものの、総合化事業の規模別にみると効果の発現状況に差異がみられる。

特に、総合化事業の規模が小さい事業者では、総合化事業の売上高については大きく増加が図られているものの、経営全体の所得の増加及び黒字化については総合化事業の規模が大きい事業者に比べ効果が発現していない。

このような状況を踏まえると、各事業者における総合化事業の規模に応じた効果的な支援を行うことが望ましい。

ウ A-FIVE 法に基づく取組状況・課題等

(7) A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況

「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、個別案件の KPI の進捗状況、並びに当省のアンケート調査結果及び実地調査結果に基づき、A-FIVE 出資事業者における効果の発現状況をみると、以下のとおり、6次産業化事業の売上高の増加及び雇用の増加については一定程度効果が発現しているが、利益の発生については現時点では十分な効果が発現しているとはいえない。なお、利益の発生については、前述のとおり今後の取組を注視する必要がある。

- ① 個別案件の KPI の進捗状況では、売上高及び雇用の拡大している A-FIVE 出資事業者が 9 割を超えている。(図表 4-(3)-②及び③参照)
- ② 当省のアンケート調査結果によると、利益が出ている A-FIVE 出資事業者は 3 割未満となっている。なお、実地調査した A-FIVE 出資事業者からは、利益が出ていない理由の一つに初期投資及びその回収に伴う負担が赤字の要因であり、今後、赤字解消が見込まれるなどの意見が示されている。

(4) 今後の課題

当省の実地調査結果を踏まえると、サブファンドにおいては出資案件組成に苦慮している状況がうかがえる中、出資案件組成を進める上での課題として、以下の点が挙げられる。

① サブファンドによる出資決定に関する機動性及び主体性の確保

実地調査したサブファンドからは、A-FIVE が出資決定に当たり必要な出資同意に際して、サブファンドに対して行う確認について、i) 出資予定先の近隣同業者の販売実績値等の疎明資料を求められるといった対応が困難な確認事項がある、ii) 資料提出等に係る負担が過多であることによって、審査が長期化している、iii) 出資同意を行う A-FIVE が実質的な出資決定権限を有しているため GP としての主体的な出資決定が困難である、といった意見が示されている。

このうち上記 ii) については、A-FIVE では、サブファンドとは異なる認識をしており、例えば、審査が長期化した理由として、出資を受けようとする農林漁業者が作成した事業計画の内容が不十分であったこと、関係法令に基づく各種調整に時間を要したこと等が理由であるとしている。

また、iii)については、A-FIVE では、出資拡大に向けた取組として、過去の実績等を踏まえたサブファンドへの案件組成審査の一部委任等を行っているとしている。A-FIVE は、案件組成審査の一部委任とは、出資同意に係る A-FIVE

の検証作業をサブファンドに一部委任し、サブファンドによる主体的な案件組成審査を促すことにより、GP としての機動的かつ主体的な出資決定が実現され、出資拡大が図られるものとしている。一方、実際に一部委任を受けたサブファンドからは、従来 A-FIVE が作成していた書類を作成することに終始し、サブファンドの事務負担が増加しただけであるといった意見も示されている。

このように、A-FIVE とサブファンドの間には案件組成審査に関する認識の違いがみられ、これが出資案件組成が促進されない一因となっている可能性が考えられる。このため、A-FIVE においては、サブファンドによる機動的かつ主体的な出資決定の実現により、出資案件組成の促進が図られるよう、サブファンドとの案件組成審査に係る適切な役割分担や認識共有などによる連携の強化を図ることや、案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方について、更なる検討を行うことが必要である。

② 月次モニタリング報告の在り方

i) A-FIVE 出資事業者及びサブファンドにおける事務負担の状況

月次モニタリング報告に関する事務負担については、実地調査した A-FIVE 出資事業者 16 事業者のうち 8 事業者から負担感はないとの意見が示されている一方、7 事業者からは負担があるとの意見が示されている。負担感なしと回答した事業者からは、i) 月次モニタリング報告は経営状況を客観的に分析できることから有益と考えている、ii) 月 1 回程度で特に大きな負担はない等の意見が示されている。また、負担感ありと回答した事業者からは、i) 月次モニタリング報告の作成が事務的かつ経済的な負担となっている、ii) 現在の経営状況は順調で、A-FIVE が常時監視をしておく状況にない等の意見が示されている。

また、実地調査した 18 サブファンドのうち、13 サブファンドが負担軽減の余地があるのではないかとしており、この中には、月次モニタリング報告に係る事務が負担となっており、出資案件組成を阻害しているとの意見を示したサブファンドもある。また、9 サブファンドからは、A-FIVE 出資事業者の経営状況や出資時の事業リスクの評価等に応じた提出書類の一部省略等の弾力的な運用を求める意見が示されており、8 サブファンドからは提出資料の省略・簡素化の意見が示されており、このうち複数のサブファンドからは、月次モニタリング報告で提出を求める資料の中には、i) 他の資料で確認できる資料が含まれている、ii) 出資先の状況を勘案すれば、現在の頻度で求める必要はないとの意見が示されている。

一方、負担の軽減の必要性はないとする 3 サブファンドからは、ファンドを管理・運営する GP が出資先の収支や資金繰りの状況を把握しておくのは当然の業務であり、月次モニタリング報告はその把握結果を A-FIVE に情報提供しているにすぎず、負担の軽減の必要性はない等の意見が示されている。

ii) A-FIVE の意見

A-FIVE では、現在報告を求めている月次モニタリング報告の内容は、LP として出資先の経営状況を確認する上で最低限必要となるものを求めているとしている。本来、出資先の経営状況のチェックはGP が行う業務であるが、その習熟度等に応じて、A-FIVE がモニタリングの支援・サポートをする場合もあるとしている。

また、当省がサブファンドから把握した提出不要等ではないかとしている具体的な資料の必要性に関しては、例えば、「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」については、サブファンドでは他の資料で確認ができるため徴求不要としているが、A-FIVE では、当該資料は資金管理の原点となるものであり、今後も必要に応じて徴求すべきものであるとしている。また、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表（予算と実績）」や「予算と実績の差異に関する報告書」については、将来的に A-FIVE 出資事業者の経営基盤が強化されれば、報告頻度の緩和は当然考えられるとしている。

iii) 財務省の財政制度等審議会からの指摘

月次モニタリング報告等を通じたモニタリングに関しては、財務省の財政制度等審議会（財政投融资分科会）において、A-FIVE については、平成 27 年度決算から減損処理が生じており、その金額・割合ともに増加傾向であることを踏まえ、産業投資特別会計からの出資を保全する観点から、収益性を損なわないよう、モニタリングの適切な実施等が求められているところである。

iv) 月次モニタリング報告に係る当省の意見

上記 i) ～ iii) を踏まえると、モニタリングに関しては、簡素化を求める意見がある一方で、A-FIVE の収益性確保の観点等からより厳格な実施を求める意見もある等、様々な意見があることがうかがえる。そのような中で、A-FIVE においては、A-FIVE 出資事業者に対するモニタリングの在り方に関して、サブファンドとの役割分担を含め、必ずしも十分な検討が行われていないと見受けられる部分がある。

例えば、「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」について、資金管理の原点となるものであり、今後も必要に応じて徴求すべきものとしているが、かかる必要性を考慮するとしても、A-FIVE 出資事業者の経営状況や出資時の事業リスクの評価等に応じた弾力的な運用を求めるサブファンドの意見は傾聴に値する。

また、事業者の不正等防止を徹底させる観点からは、A-FIVE 出資事業者自身の内部統制体制の整備・充実を図るなど、他の方策も検討に値する。

さらに、サブファンドのモニタリング体制の強化を図り、現在 A-FIVE が

実施している当該書面の確認作業をサブファンドに委ねつつ、A-FIVEにおいては、その分の余剰リソースを喫緊の課題である出資案件組成の強化に充当するなどの方策も想定し得る。

したがって、A-FIVEにおいては、A-FIVE 出資事業者に対するモニタリングに関して現在行っている個々の行為の必要性も含め、A-FIVE、サブファンド及び A-FIVE 出資事業者の間の適切な役割分担の在り方について不断に見直し、より効率的かつ機能的な業務運営を行うことが望ましいと考えられる。

以上を踏まえると、A-FIVEにおいては、農林漁業成長産業化ファンド全体の収益性の確保を図るために必要なモニタリングを適切に実施する一方、サブファンドから徴求不要との意見が示されている「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面（通帳等）」等の必要性についての再検討を含め、A-FIVE 出資事業者に対するモニタリングの在り方を総合的に検討することが必要である。

エ 農商工等連携促進法に基づく取組状況・課題等

(7) 農商工等連携事業の効果の発現状況

当省のアンケート調査結果等により農商工等連携事業に取り組む農林漁業者における効果の発現状況をみると、以下のとおり、農商工等連携事業の取組による効果が十分に発現しているとはいえない。

- ① 当省のアンケート調査結果によると、農商工等連携事業に取り組む農業者における経営指標の達成状況は2割に満たない状況である。また、平成26年度農林水産省調査及び平成25年度経済産業省調査に基づき、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者全体における経営指標の達成状況をみると、同様の傾向である。(図表4-(4)-⑭～⑯参照)
- ② 前述のとおり、当省のアンケート調査結果によると、6次産業化事業の進捗が順調と考えられる農商工等連携事業に取り組む農業者の割合が他と比較して低い。

(イ) 今後の課題

当省の調査結果を踏まえると、農商工等連携事業における今後の課題として以下の点が挙げられる。

① 経営指標の進捗状況等の把握

i) 経営指標の進捗状況の把握

現状、中小機構のフォローアップ支援を通じて行う進捗状況の把握では、年度末に1回、農商工等連携事業者のうち協力の得られた代表者の全体の総売上高（総売上高指標に当たるもの）を把握しているが、農林水産省、経

経済産業省等の関係機関のいずれにおいても、全ての農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況を定期的に把握していない。

これについて、農林水産省及び経済産業省では、中小機構が把握している農商工等連携事業に係る代表者の新商品・新サービスの売上高が順調に推移することを確認することで、経営指標も連動し順調に推移するものと考えられるとしている。しかし、実地調査結果では農業者及び中小企業者における直近 5 年間の農商工等連携事業の売上高又は利益若しくはその両方の推移の傾向に違いがあることを踏まえると、新商品・新サービスの売上高が順調に推移していることのみをもって、農商工等連携事業者の経営指標の達成状況を評価することは必ずしも適当ではないと考えられる。(図表 4-(4)-⑤参照)

ii) 農商工等連携事業者が抱える課題、支援ニーズ等の把握

中小機構では、四半期に 1 回、農商工等連携事業者のうち代表者に対して農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・新サービスの売上高等について、フォローアップ支援を通じて、これらの状況を把握している。また、農商工等連携事業が経営・事業全般に与える影響を確認するため、年度末に 1 回、農商工等連携事業者のうち協力の得られた代表者の経営全体の売上高、経常利益及び従業員数を把握している。

一方、中小機構が行う進捗状況の把握対象者は代表者(大半が中小企業者)のみであることから、農林漁業者が中小機構による進捗状況の把握対象者となることはほとんどないものと考えられる。

これらのことから、農商工等連携事業者に係る現状の把握は十分とはいえず、農商工等連携事業の施策の効果を把握・分析し、当該分析結果を踏まえた農商工等連携事業者に対する効果的な支援を実施するために、農林水産省、経済産業省等の関係機関による個々の農商工等連携事業者における経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等の定期的な把握を行うことが必要である。

② 農林漁業者への支援に向けた関係機関における情報共有

現状、農商工等連携事業者のうち代表者の農商工等連携事業の進捗状況や課題、新商品・新サービスの売上高等の情報については、中小機構が把握しており、当該情報を経済産業省と共有している。一方、当該情報は農林水産省には共有されていない。

また、実地調査した地方農政局等からは、農商工等連携事業計画に取り組む農林漁業者に関し、十分な支援を実施できているかどうかも含めて情報が不足しているという意見が示されている。

以上を踏まえると、農商工等連携事業者に対する効果的な支援を行うため、地方農政局等、経済産業局等、都道府県、都道府県 SC などの関係機関による

情報共有が必要である。

③ 連携体の良好な関係性の維持

当省のアンケート調査結果では、農商工等連携事業者（農業者）における今後の農商工等連携事業の方向性等について、「縮小・撤退・連携解消」としてしている事業者が2割超となっており、このうち、4割超がその理由について、連携先の中小企業者との問題としている。（図表4-(4)-⑪及び⑫参照）

また、当省の実地調査結果においても、連携先との信頼関係に疑問を持ち、今後連携を解消する予定であるとする農業者がみられる一方、i) 連携先の中小企業者と定期的に情報交換等を行うなど、良好な関係を築いた上で農商工等連携事業を実施しているとする農業者や、ii) 中小機構等による連携先の農業者との意思疎通のサポートを得つつ、農業者と良好な関係を維持しつつ事業を実施しているとする中小企業者もみられた。

なお、実地調査結果では、農商工等連携事業の共同申請者である農業者から、「農商工等連携事業の進捗状況、事業実施上の課題、今後の方向性等について、一緒に対応策を検討し、助言・アドバイスを受けることができる」などの理由から、連携先の中小企業者と専門機関の専門家等との3者以上の打合せ等を行うことが望ましいとの意見も示されており、こうした意見も参考にした対応も検討の余地があるのではないかと考えられる。

オ 補助金・助言等による支援の状況

(ア) 補助金・交付金等による支援の状況

国及び地方公共団体では、各種の補助金等により、6次産業化事業に取り組む事業者の支援を行っており、当省のアンケート調査結果でも、約4割が6次産業化の取組において何らかの補助金等を活用している。（図表5-(1)-①参照）

また、当省のアンケート調査結果において、今後充実・改善を求める行政機関等の支援について、「施設・機械の整備・調達に対する支援」、「販路の開拓や集客に対する支援」とともに、「補助金などの支援に関する情報提供」が上位を占めているように、6次産業化の取組の推進のためには、引き続き、国及び地方公共団体の補助金等による資金面での支援も必要となる。

なお、都道府県等からは、国の補助金等に関する意見・要望も多数示されていることから、これらを踏まえ6次産業化に取り組む事業者が活用しやすいように不断の見直しを継続していくことが望まれる。

(イ) 助言による支援の状況

当省のアンケート調査結果では、SCによる助言について、SCを利用した農業者からは一定の評価が得られているものの、認定総合化事業者以外の事業者の活用は低調となっている。（図表5-(2)-③参照）

このため、6次産業化事業に取り組む事業者が直面する課題の解決促進を図る上で、認定総合化事業者以外の事業者に対しても、特に6次産業化の取組の意欲のある者に対しては、SCの積極的な活用を促進する余地があるものと考えられる。

また、実地調査した25都道府県SCのうち9都道府県SCにおいて、前年度の事業終了日と当年度の事業開始日との間に30日以上の間が生じている例がみられ、こうした空白期間が生じたことにより、プランナーの派遣ができないなどの支障が生じている例もみられた。(図表5-(2)-⑤、⑥及び⑨参照)

このため、事業者が6次産業化事業に安定的に取り組めるよう、都道府県SCの域内における農林漁業者のニーズに応じた空白期間の縮小により、継続的な支援を行うことが必要である。

(ウ) 地域ぐるみの6次産業化の取組の状況

食料・農業・農村基本計画や総合化基本方針では、6次産業化等を地域ぐるみで推進するため、関係機関により構成される6次産業化・地産地消推進協議会の設置・活用や地域の6次産業化戦略等の策定を促進することとされているが、都道府県戦略と比較して市町村戦略の策定が進んでいない。

これについて実地調査した地方農政局等からは、i)市町村が戦略策定の必要性を感じていない、ii)6次産業化と関連する計画・戦略(農業振興計画、食育・地産地消推進計画等)があり、これらで6次産業化の取組方針も定められている、iii)市町村の体制が整わない、といった事情が挙げられている。

6次産業化戦略等の策定は、管内の農林水産業の状況を踏まえた上で地方公共団体が自主的に判断して行うべきものであるが、6次産業化の推進が農林水産業振興のための重要な取組の一つと位置付けられていることを踏まえると、多くの市町村において、6次産業化戦略等の策定及びそれに基づく6次産業化の実施に向けた取組が行われることが望ましい。

2 勧告

(1) 総合化事業計画及び都道府県 SC 事業関係

農林水産省は、農林漁業経営の改善を図る観点から、認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、その分析結果を今後のフォローアップ調査や SC 事業などの支援策に関する企画・立案に活用すること。
- ② 都道府県 SC については、域内における農林漁業者のニーズに応じたできる限り切れ目のないきめ細かな支援が可能となるよう、空白期間の縮小を図ること。

(2) A-FIVE 出資関係

農林水産省は、農林漁業成長産業化ファンドにおいて収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、A-FIVE に対し、以下の検討を促す必要がある。

- ① GP による機動的かつ主体的な出資決定の実現に資するよう、サブファンドとの連携の強化を図ること及び案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方
- ② 月次モニタリング報告等を通じた A-FIVE 出資事業者に対するモニタリングの在り方

(3) 農商工等連携事業計画関係

農林水産省及び経済産業省は、農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上を図る観点から、農商工等連携事業の効果を把握・分析し、効果的な支援を行うため、以下に係る情報について、それぞれ定期的に把握した上で、関係機関が共有する仕組みを検討し、構築する必要がある。

- ① 農林水産省は、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者の経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等
- ② 経済産業省は、農商工等連携事業に取り組む中小企業者等に関して、現在おおむね把握している総売上高指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズに加え、付加価値額指標の進捗状況等